

長野県食と農業農村振興審議会松本地区部会次第

日 時:令和8年7月 31 日(金) 10:00～12:00

場 所:長野県松本合同庁舎 502 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会議事項

(1) 令和7年度における松本地域の取組実績について

(2) 令和8年度における松本地域の実行計画について

(3) 松本地域における近年の農業課題への対応について 資料2

(4) 長野県食と農業農村振興計画の目標達成に向けた取組等への提言について 資料3

5 その他

6 閉 会

長野県食と農業農村振興審議会松本地区部会委員

任期 2年間（令和8年7月28日～令和10年7月27日）

区 分	氏 名	所 属	備 考
農業者	遠藤 正美	農村生活マイスター協会松塩筑支部長	
	増田 智幸	農業経営者協会安曇野支部長	公募委員
消費者	笹脇 和子	松本市在住	公募委員
農業委員	佐原 悦司	松塩筑安曇農業委員会協議会副会長 安曇野市農業委員会会長	
	二村 喜子	長野県農業委員会女性協議会松本支部長	
関係団体	小野 靖彦	J A 松本ハイランド常務理事	
	小穴 善彰	長野県中信平左岸土地改良区理事長	
市 村	倉科 剛	塩尻市農林部農政課長	
	中澤 明彦	筑北村産業課長	
流通業者	西澤 智成	株式会社 R & C ながの青果松本支社長	

敬称略

長野県食と農業農村審議会松本地区部会事務局員名簿

役 職	氏 名	所 属
事務局長	三井 光	松本農業農村支援センター 所長兼農業農村振興課長
事務局員	百瀬 豊	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 技術経営普及課長
〃	小山 哲也	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 課長補佐兼農政係長
〃	清水 久美子	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 課長補佐兼生産振興係長
〃	荻原 貴史	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 南部地域チーム 担当係長（チームリーダー）
〃	山戸 香織	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 中部地域チーム 担当係長（チームリーダー）
〃	中村 憲太郎	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 北部地域チーム 担当係長（チームリーダー）
〃	小林 忠俊	松本地域振興局 農地整備課長
〃	岡本 雅春	松本地域振興局 農地整備課 企画幹兼計画調査係長
〃	倉本 栄	松本地域振興局 林務課 専門幹兼鳥獣対策専門員
〃	中島 庸平	松本地域振興局 商工観光課 課長補佐兼工業係長
〃	青木 一郎	松本家畜保健衛生所 所長
〃	神戸 三希	松本家畜保健衛生所 保健衛生課 保健衛生課長
〃	曾山 岩美	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 専門幹農村振興係長
合 計		14 人

長野県食と農業農村振興の県民条例

平成18年3月30日公布

長野県条例第25号

山高く、水清く、凜（りん）とした空気の本県は、南北に長い広大な県土と、四季の変化に富んだ自然環境のもと、たゆみない農業者の努力により、全国有数の食の供給県として発展してきた。

また、本県の農業及び農村は、人々の命の源となる食料を生産するとともに、県土の保全、水資源のかん養、日本のふるさとの原風景としての景観の形成、文化の継承、食文化の形成等多様な役割を果たしており、地域に住む人々の生活の場であるとともに、訪れる人に明日への活力とやすらぎを与えてきた。

しかしながら、近年、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められている。

こうした中で、本県の豊かな緑への貢献を始めとする農業及び農村の多面的機能に対する県民の理解をさらに深めるとともに、農業及び農村の再生のために、生産から消費までの各段階で、それぞれの役割に応じた適切な取り組みと連携を行うことが必要である。

このような認識に基づき、本県の食と農業及び農村の振興について、広く県民が参加する基本的な姿勢を示すとともに、地域の可能性や実情に即した計画を定め、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者（以下「事業者」という。）等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。

2 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。

3 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

4 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

5 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。

（農業者及び農業関係団体の役割）

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で安心できる良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者及び農業関係団体は、農業生産活動に当たっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、消費者に対する安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

（消費者及び消費者団体の役割）

第6条 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

（財政上の措置）

第7条 県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第8条 知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策

第1節 食と農業農村振興計画

第9条 知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かななくてはならない。

3 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策

（農業経営の安定等）

第10条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、経営所得安定対策・価格対策及び農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農畜産物の生産及び供給等）

第11条 県は、安全で安心できる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等の適切な使用、食品の表示の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を利用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

（環境と調和し共生する農業の推進）

第12条 県は、環境と調和し共生する農業の推進を図るため、農業者等が行う有機物資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域の特性を生かした農業の促進）

第13条 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、需要に即した農畜産物の生産、品質確保のための技術の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（農村及び中山間地域等の総合的な振興）

第14条 県は、農村及び中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）の総合的な振興を図るため、生活環境の整備による定

住の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業生産基盤の整備等）

第15条 県は、農畜産物の安定した生産を図るため、地域資源の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業技術の向上）

第16条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上のための農業技術の開発等を推進し、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業の担い手の確保等）

第17条 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

（農畜産物の販路の拡大等）

第18条 県は、農畜産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、事業者との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業関係団体との連携強化）

第19条 県は、農業の持続的な発展を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

（消費者団体との連携強化）

第20条 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消（県産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。）及び旬産旬消（旬の農畜産物を旬の時期に消費することをいう。）を推進するため、消費者団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

（都市と農村との交流の促進）

第21条 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（多面的機能に関する県民理解の促進）

第22条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、その多面的機能に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（食育の推進）

第23条 県は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食農教育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

（地産地消の推進）

第24条 県は、地産地消及び旬産旬消を推進し、県民が安全で安心できる良質な県産農畜産物を定期的かつ安定的に購入できるよう、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 長野県食と農業農村振興審議会

（設置）

第25条 食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県食と農業農村振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第26条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- （1） 振興計画の策定に関する事項
- （2） 県が実施する食と農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
- （3） その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項

(組織)

第27条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 農業者の代表者 4人
- (2) 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者 3人
- (3) 市町村の代表者 1人
- (4) 県議会議員 2人
- (5) 消費者の代表者 2人
- (6) 食品産業、流通産業等の事業者の代表者 2人
- (7) 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者 1人

3 前項の規定による委員の任命は、同項第1号に掲げる者については、次に掲げる区域ごとに行うものとする。

- (1) 上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
- (2) 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡
- (3) 松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曽郡、東筑摩郡及び北安曇郡
- (4) 長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第31条 審議会に、地域振興局の管轄区域ごとに部会を置くものとする。

第4章 補則

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」略)

附 則 (平成20年12月18日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日条例第19号)

この条例は、平成25年7月11日から施行する。

附 則 (平成28年12月15日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地域振興局の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員 10 人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地域振興局長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に置くこととし、事務局長は、地域振興局農業農村支援センター所長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度における松本地域の取組実績



松本地域的发展方向

松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村
山形村、朝日村、筑北村

持続可能な農業新時代 ～継承しよう豊かな食と農～

農業・農村の特徴

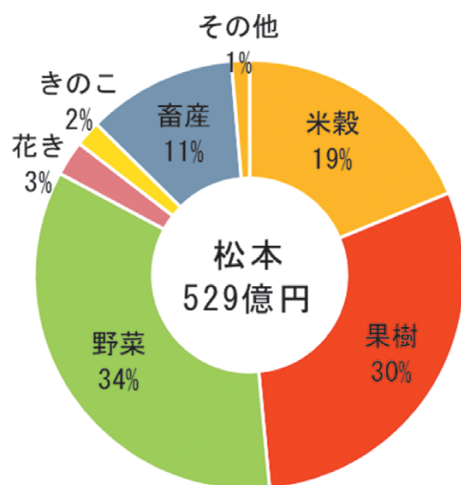
松本地域は、機械化の進んだ土地利用型作物の水稲・麦・大豆、新技術の導入や冷涼な気候を生かした園芸品目の野菜・果樹、付加価値の高い施設園芸の花き・野菜、飼養衛生管理の行き届いた畜産及び、清らかで豊富な湧水に恵まれた水産・わさび等、多種多様な農畜産物が生産される県内屈指の産地です。

地域の担い手は、認定農業者をはじめとする中核的経営体、大規模経営の農業法人のほか、集落営農組織があり、それぞれ高い技術で持続的に産地をけん引しています。

一方で中山間地域では、農業従事者の減少に伴う各種課題が顕著になっています。

現在、農業分野におけるスマート農業技術の開発が急速に進み、土地利用型作物を主体に導入されています。

また、園芸施設や畜産にも各種技術が導入され、今後は中山間地での活用にも大きな期待がされるなど農業新時代を迎えています。



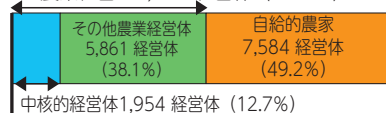
農産物産出額【2020年産】

（農林水産省「農林業センサス」、「生産農業所得統計」、
「市町村別農業産出額（推計）」2020年を基に推計）

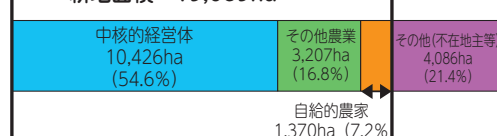
【2020年】（2020農林業センサスから推計）

総農家等 15,399 経営体

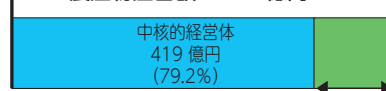
農業経営 7,815 経営体 (50.8%)



耕地面積 19,089ha



農産物産出額 529 億円



その他農業経営体 + 自給的農家
110 億円 (20.8%)

めざす姿

I 皆が憧れ、稼げる松本の農業

- 地域の就農希望者の受入体制が整い、毎年多くの新規就農者が確保され、次代を担う若手農業者が育っています。
- 農業をけん引する中核的経営体が農地の利用集積・集約化された基盤を活用し、農業用水の安定供給により、効率的で生産性の高い営農を展開しています。

- 安全安心で環境にやさしい農業を基本として、県オリジナル品種等マーケットニーズに応える高品質な農畜産物の生産や新技術の導入により、信頼される総合供給産地として発展しています。

Ⅱ しあわせで豊かな暮らしを実現する松本の農村

- 農業者や地域住民など地域ぐるみの協働により、魅力ある農村の景観や多面的機能が農村コミュニティとともに維持されています。
- 下流への影響度が大きい農業用ため池について、豪雨や地震への耐性が把握・評価され、耐震化工事などの対策が取られているとともに、低水管理による雨水貯留の取組に伴い流域治水機能が向上しています。
- 農地・農業用施設への災害や野生鳥獣による被害が軽減し、安定した生産や豊かな暮らしが確保されています。

Ⅲ 魅力あふれる松本の食

- SDGs やエシカル消費などの関心が高まり、地元農畜産物の消費が伸びています。
- 松本地域の農畜産物や加工品の販売、飲食店等における地域食材を活用した食事の提供を通じて、豊かな自然や食材の持つ物語が地域の魅力として享受されています。
- 学校や地域における食育活動により、「食と農」の大切さが理解され、松本地域の食文化を愛する心が次世代に継承されています。

施策の展開方向

I 皆が憧れ、稼げる松本の農業

重点取組 1：農業を担う経営体の育成と人材の確保

米をはじめ野菜、果樹及び畜産物など、総合供給産地としての体質強化を図るため、市村や JA 等と連携して、地域農業のけん引役となる「中核的経営体」の確保に向けて、新規就農者の掘り起こし、集落営農組織の育成、経営体の経営力強化を進めます。

【達成指標】

項目	2021 年度 (現状)	2027 年度 (目標)
中核的経営体数	1,924 経営体	2,040 経営体
新規就農者数 (49 歳以下)	34 人/年	27 人/年

【具体的な施策展開】

- 新規就農者の確保、栽培技術・経営管理手法の習得のサポート等による育成及び地域への定着を支援
- 「地域計画」の実行や、担い手を対象とした支援策の活用等による中核的経営体の確保・育成と経営の安定・発展を支援



【新規就農者現地指導】



重点取組 2：持続的な農畜産物の生産と安定供給

ニーズの高い県オリジナル品種をはじめとする多彩な農畜産物を生産供給するブランド力の高い産地として、引き続きその維持・発展を図ります。

さらに、生産性向上や省力化が期待されるスマート農業等、新しい技術を積極的に導入するとともに、環境にやさしい農業や生産工程の改善等をめざした取組を一層推進します。

【達成指標】

項目	2021 年度 (現状)	2027 年度 (目標)
りんご高密度植栽培導入面積	116 ha	150 ha
小麦「しろゆたか」の栽培面積	1 ha	250 ha
夏秋いちご「サマーリリカル」の生産量	18 t	27 t
自給飼料作物の栽培面積	478 ha	485 ha

【具体的な施策展開】

- 環境負荷低減技術、温暖化に対応した生産技術及びスマート農業技術導入の拡大を支援
- 県育成品種の生産拡大と品質向上を支援
- 樹園地継承による園地と産地の若返りを推進
- すいか、ながいも、わさび等の地域ブランド品目の生産安定と販路拡大を支援
- 家畜の飼養衛生管理の徹底及び危機管理体制の強化
- 信州ブランド魚の安定生産を支援



【りんご高密度植栽培ほ場せ
ん定指導会】

重点取組 3：基盤整備の推進と農地の効率的活用

規模拡大や高収益作物への転換等による一層の経営力強化と効率化に向けて、市村等の関係機関・団体と連携し、生産基盤の整備・汎用化等を計画的に推進するとともに、農地についても更なる利用集積と集約化を進めます。

【達成指標】

項目	2021 年度 (現状)	2027 年度 (目標)
農業用水を安定供給するために重要な農業水利施設の整備箇所数	2 か所	4 か所

【具体的な施策展開】

- 営農効率を高めるため、水田の汎用化等の基盤整備を推進
- 水管理の省力化と用水の安定供給のため、長寿命化計画に基づく農業水利施設の更新を推進
- 「地域計画」の実行に向けて、農地中間管理事業等による中核的経営体への農地の利用集積・集約化を促進



【更新した新村堰水路（松本市）】

Ⅱ しあわせで豊かな暮らしを実現する松本の農村

重点取組 4：安全安心で持続可能な農業・農村の活性化

松本地域の農山村において、豊かな風土や地域の特色を生かした農業を維持・継承するため、担い手の確保・育成、農産物生産や農村コミュニティの活性化等を支援します。

野生鳥獣対策及び風食対策等を市村・JA等と連携して有効な対策を講ずるとともに、気象災害への備えとして、生産者の農業保険制度への加入促進などを支援します。

集中豪雨や地震が頻発して発生する中、松本地域の農山村において、豪雨・地震対策が必要な農業用ため池等施設の耐性評価と防災工事を実施・支援し、災害から暮らしを守る農業・農村の強靱化を図ります。

【達成指標】

項目	2021 年度 (現状)	2027 年度 (目標)
農業用ため池の地震耐性評価の実施箇所数	27 か所	95 か所
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	11,622 ha	11,846 ha

【具体的な施策展開】

- 対策が必要な防災重点農業用ため池への地震耐性評価と防災工事の実施
- 農業用ため池の低水管理に伴う雨水貯留による流域治水対策の推進
- 地すべり防止施設等の長寿命化の推進
- 用水路等の維持や農産物生産の継続のほか、住民参加による地域活動の活性化を支援
- 野生鳥獣による被害軽減のための防護柵の設置・管理など地域ぐるみの取組を促進
- 風食対策に向けた緑肥作物等の利用促進
- 荒廃農地の発生防止と再生を進め、需要のある作物生産での活用を推進



【風食対策ハゼリソウ栽培試験】



Ⅲ 魅力あふれる松本の食

重点取組 5：松本地域の食材を生かした地産地消や食育活動の推進

地域の消費者や観光客からニーズの高い新鮮で多彩な野菜・果実・養殖魚などやその加工品について、一層の販売促進や情報発信の強化に取り組むとともに、観光業や食品加工業等との連携によりエシカル消費を推進します。

また、「食や農」への関心を高めるため、継続的な食育活動の取組を進めます。

【達成指標】

項目	2021 年度 (現状)	2027 年度 (目標)
学校給食における県産食材の利用割合 (品目ベース)	54%	56%

【具体的な施策展開】

- 農産物直売所等の魅力向上と地域食材の持つ物語の情報を発信
- 農業体験や地域の食文化の伝承など食育活動を行うグループの育成と活動を支援
- 米粉の利用拡大の推進



【食育 味覚の授業】

令和7年度 松本地域の取組実績

■ 達成指標の進捗状況

重点 取組	達成指標	2021 年度	2025 年度		2027 年度
		現状	計画	実績	目標
1	中核的経営体数	1,924 経営体	2,000 経営体	2,132 経営体	2,040 経営体
	新規就農者数（49 歳以下）	34 人	27 人	33 人	27 人
2	りんご高密度植栽培導入面積	116ha	140ha	148ha	150ha
	小麦「しろゆたか」の栽培面積	1 ha	250ha	556ha	250ha
	夏秋イチゴ「サマーリリカル」の生産量	18 t	23 t	8 t	27 t
	自給飼料作物の栽培面積	478ha	483ha	510ha	485ha
3	農業用水を安定供給するために重要な農業水利施設の整備箇所数	2 か所	3 か所	3 か所	4 か所
4	農業用ため池の地震耐性評価の実施箇所数	27 か所	79 か所	77 か所	95 か所
	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	11,622ha	11,845ha	11,548ha	11,846ha
5	学校給食における県産食材の利用割合（品目ベース）	54.0%	55.1%	58.1%	56.0%

重点取組 1：農業を担う経営体の育成と人材の確保

- **新規就農者の確保及び、栽培技術・経営管理の習得等による育成と地域への定着を支援**
 - ・ 就農意欲向上を図るため、県農大生を対象とした就農が「ツ」を開催（1 回、10 人）
 - ・ 円滑な就農に向け、関係機関とともに定期巡回等により里親研修生の育成を支援（9 人）
 - ・ アグリマスターセミナーを開催し、新規就農者等の技術・経営管理能力の習得・向上を支援（12 回、32 人）
- **地域計画（人・農地プラン）の実行や、担い手を対象とした支援策の活用等による中核的経営体の確保・育成と経営の安定・発展を支援**
 - ・ 集落懇談会への参画等を通じ、地域計画のブラッシュアップ及び実現を支援（8 市村）
 - ・ 補助事業の活用や経営相談等により、中核的経営体等の経営発展を支援（14 経営体）



【地域計画策定懇談会（安曇野市）】

重点取組 2：持続的な農畜産物の生産と安定供給

- **環境負荷低減技術、温暖化に対応した生産技術及びスマート農業の拡大を支援**
 - ・ 労力軽減対策や環境にやさしい農業の普及のため、水田乗用除草機、自動抑草ロボットの効果検証及び導入を支援（試験ほ 1 か所、実演会 1 回）
- **県育成品種の生産拡大と品質向上を支援**
 - ・ 小麦「しろゆたか」の収量及び品質の安定を図るため、生育状況の確認（3 回）及び適期追肥に関する情報を提供（2 回）
 - ・ りんご「サリッパ」の栽培面積拡大を図るためのモデル園を設置（1 か所、検討会 1 回）
 - ・ ぶどう「クイーンズ1®」の早期産地化を図るためのモデル園を設置（3 か所）



【「しろゆたか」生育状況調査（松本市）】

○ **すいか、ながいも、わさび等の地域ブランド品目の生産安定と販路拡大を支援**

- ・ ながいもの収量性向上を図るため、オオムギ間作の試験ほを設置（3か所、検討会1回）

○ **飼養衛生管理の徹底及び危機管理体制の強化**

- ・ 連絡会議や高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した防疫演習を実施し、関係機関との連絡強化と防疫体制を確認・整備（各1回）



【防疫演習（松本市）】

重点取組3：基盤整備の推進と農地の効率的活用

○ **営農効率を高めるため、水田の汎用化等の基盤整備を推進**

- ・ 農地の大区画化や畑地かんがい施設の更新整備により、担い手農家への農地集積を加速化（7地区）
- ・ 市村及び土地改良区等が行う水田等の営農効率、汎用化等の基盤整備を支援（1村ほか）



【畑地かんがい施設 洗馬妙義地区（塩尻市）】

○ **水管理の省力化と用水の安定供給を図るため、長寿命化計画に基づく水利施設の更新を推進**

- ・ 頭首工等の水門の遠隔化（2地区）、長寿命化計画に基づく基幹水利施設の更新（1地区）を実施
- ・ 市村及び土地改良区が行う長寿命化計画の策定及び支線水利施設の更新支援（4市村ほか）

重点取組4：安全安心で持続可能な農業・農村の活性化

○ **対策が必要な防災重点農業用ため池の地震耐性評価**

- ・ 市村が行う農業用ため池の地震耐性評価（11か所）を支援（5市村）

○ **農業用ため池の低水管理に伴う雨水貯留による流域治水対策の推進**

- ・ 農業用ため池を活用した雨水貯留の取組による流域治水対策を推進（7市村）



【地すべり対策 松本地区（板場）（松本市）】

○ **地すべり防止施設等の長寿命化の推進**

- ・ 地すべり防止施設の長寿命化計画に基づく補修、更新を推進（3地区）

○ **用水路等の維持や農産物生産の継続のほか、住民参加による地域活動の活性化を支援**

- ・ 多面的機能支払や中山間地直接支払を活用し、地域住民が共同で取り組む地域資源の質的向上活動を支援（8市村）

○ **野生鳥獣による被害軽減のための防護柵の設置・管理など地域ぐるみの取組を促進**

- ・ 交付金を活用し、個体数調整や防護柵の設置等の対策を支援（8協議会）
- ・ 検討会への参画等による地域での有効な対策の実施に向けた活動支援（2か所、4回）

○ **風食対策に向けた緑肥作物等の利用促進**

- ・ 風食対策協議会と連携し緑肥、グラント・カバー・プラントの現地普及拡大（資料作成、検討会2回）

重点取組5：松本地域の食材を活かした地産地消や食育活動の推進

○ **農業体験や地域の食文化の伝承など食育活動を行うグループの育成と活動を支援**

- ・ 関係団体と連携し、小学校児童を対象とした「りんご学習会」の開催を支援（3回、165人）
- ・ 女性農業者組織が取り組む次代への食文化伝承を目的とした講習会の開催を支援（12回、270人）



【「のりまん」講習会（安曇野市）】

令和 8 年度における松本地域の実行計画

令和 8 年度 松本地域の実行計画

■ 達成指標

重点 取組	達成指標	現状 (2021(R3)年)	実績 (2024(R6)年)	計画 (2026(R8)年)	目標 (2027(R9)年)
1	中核的経営体数	1,924 経営体	2,021 経営体	2,020 経営体	2,040 経営体
	新規就農者数（49 歳以下）	34 人	29 人	27 人	27 人
2	りんご高密度栽培導入面積	116ha	143ha	145ha	150ha
	小麦「しろゆたか」の栽培面積	1 ha	495ha	(515) ha	250ha
	夏秋イチゴ「サマーリリカル」の生産量	18 t	11 t	25 t	27 t
	自給飼料作物の栽培面積	478ha	480ha	484ha	485ha
3	農業用水を安定供給するために重要な農業水利施設の整備箇所数	2 か所	3 か所	4 か所	4 か所
4	農業用ため池の地震耐性評価の実施箇所数	27 か所	66 か所	92 か所	95 か所
	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	11,622ha	11,818ha	11,846ha	11,846ha
5	学校給食における県産食材の利用割合（品目ベース）	54.0%	56.9%	55.1%	56.0%

※カッコ書きの指標は最終目標を上回ることが確実と見込まれるため、当初計画から計画値を変更（参考扱い）

重点取組 1：農業を担う経営体の育成と人材の確保

- **新規就農者の確保及び、栽培技術・経営管理の習得等による育成と地域への定着を支援**
 - ・ 円滑な就農を支援するため里親研修生の現状と課題を把握（13 人）
 - ・ 農業技術・経営管理能力の習得のためのアグリマスターセミナーを開催（2 コース計 11 回）
 - ・ 青年農業者のスキルアップと仲間づくりのため、松本地域青年農業者交流会を開催（1 回）
- **地域計画（人・農地プラン）の実行や、担い手を対象とした支援策の活用等による中核的経営体の確保・育成と経営の安定・発展を支援**
 - ・ 地域計画のブラッシュアップや実現に向け、市村の実態に応じた課題解決等支援（8 市村）
 - ・ 経営発展を思考する中核的経営体等に対する相談や各種施策の活用を支援（10 経営体）

重点取組 2：持続的な農畜産物の生産と安定供給

- **環境負荷低減技術、温暖化に対応した生産技術及びスマート農業の拡大を支援**
 - ・ ドローンを活用した水稻直播による労力軽減対策の検証及び導入支援（2 か所）
 - ・ 果樹におけるスマート農機導入による軽労化支援（検討会 1 回）
- **県育成品種の生産拡大と品質向上を支援**
 - ・ 小麦「しろゆたか」の収量及び品質の安定を図るため、生育状況の確認（3 回）及び適期追肥に関する情報を提供（2 回）
 - ・ りんご「サリッパ」の栽培面積拡大を図るため、現地適応性の調査を実施（1 か所、検討会 1 回）
 - ・ ぶどう「クインセージ 1®」の早期産地化を図るためのモデル園を設置（3 か所）
 - ・ 飼料用イネの栽培適性を確認し、面積拡大を図るための展示ほを設置（1 か所、検討会 1 回）

- **すいか、ながいも、わさび等の地域ブランド品目の生産安定と販路拡大を支援**
 - ・ ながいもの収量性向上を図るため、オオムギ間作の試験ほを設置（1か所、検討会1回）
 - ・ わさびの収量性・品質向上に向け、遮光資材の効果検証ほを設置（1か所、検討会2回）
- **飼養衛生管理の徹底及び危機管理体制の強化**
 - ・ 特定家畜伝染病の発生に備えた関係機関の連携強化と防疫体制の整備（連絡会議、防疫演習各1回）

重点取組3：基盤整備の推進と農地の効率的活用

- **営農効率を高めるため、水田の汎用化等の基盤整備を推進**
 - ・ 農地の大区画化や畑地かんがい施設の更新整備により、担い手農家への農地集積を加速化（9地区）
 - ・ 市村及び土地改良区等が行う水田等の営農効率、汎用化等の基盤整備を支援（3地区）
- **水管理の省力化と用水の安定供給のため、長寿命化計画に基づく水利施設の更新を推進**
 - ・ 頭首工等の水門の遠隔化（2地区）、長寿命化計画に基づく基幹水利施設の更新（1地区）を実施
 - ・ 市村及び土地改良区が行う長寿命化計画の策定及び支線水利施設の更新を支援（23地区）

重点取組4：安全安心で持続可能な農業・農村の活性化

- **対策が必要な防災重点農業用ため池への地震耐性評価と防災工事の実施**
 - ・ 豪雨対策、地震対策が必要な農業用ため池施設の地震耐性評価（1か所）と防災工事（1地区）を実施
 - ・ 市村が実施する農業用ため池の地震耐性評価（14か所）と防災工事（4か所）を支援
- **農業用ため池の低水管理に伴う雨水貯留による流域治水対策の推進**
 - ・ 農業用ため池を活用した雨水貯留の取組による流域治水対策を推進（7市村）
- **地すべり防止施設等の長寿命化の推進**
 - ・ 地すべり防止施設の長寿命化計画に基づく補修、更新を推進（3地区）
- **用水路等の維持や農産物生産の継続のほか、住民参加による地域活動の活性化を支援**
 - ・ 多面的機能支払や中山間直接支払を活用し、地域住民が共同で取り組む地域資源の質的向上活動を支援（8市村）
- **野生鳥獣による被害軽減のための防護柵の設置・管理など地域ぐるみの取組を促進**
 - ・ 個体数調整や被害防除等、地域の被害状況に応じた対策を総合的に支援（8協議会）
- **風食対策に向けた緑肥作物等の利用促進**
 - ・ 風食対策協議会と連携し緑肥（ハリーベッチ）活用技術を普及拡大（資料作成、検討会2回）

重点取組5：松本地域の食材を活かした地産地消や食育活動の推進

- **農産物直売所等の魅力向上と地域食材の持つ物語を情報発信**
 - ・ 報道機関との連携及びホームページの活用により、管内直売所で扱う旬な農産物等の情報を消費者に広く発信し、松本地域の固有で豊かな食材等をPR（情報発信50回）
- **農業体験や地域の食文化の伝承など食育活動を行うグループの育成と活動を支援**
 - ・ 子ども達の創造性を育てるため、農業者団体による小学校児童を対象とした「りんご学習会」の開催を支援（4回、140人）
 - ・ 食文化の伝承を図るため、女性組織等による講習会の開催を支援（12回、270人）